

広島県農地中間管理事業に係る賃借料の取扱いについて

平成 27 年 10 月 22 日

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団（以下「財団」という。）が行う農地中間管理事業の農用地利用配分計画に係る賃借料の請求等については次のとおり取り扱うこととする。

1 支払の請求等

(1) 財団は、支払期日が経過しても支払がない場合、債務者に対し事務処理要領第 10 の 2（様式第 7 - 2 号）により再請求を行う。

(2) 支払い遅延の確認

財団は、再請求の期日に支払いがない場合、債務者から債務確認書（様式第 1 号）の提出を求めるものとする。

2 文書による督促

財団は、再請求による支払いがない場合は、督促状（様式第 2 号）を内容証明郵便により通知するものとする。

なお、督促状においては、財団の指定する口座に債務者自ら振込みを行うものとし、振込みにかかる手数料は債務者が負担するものとする。

また、督促を行った旨を関係市町及び農業委員会並びに県に通知する。

3 催告

財団は、2 の督促にも係らず、なお賃借料その他の債務の支払がない場合には、債務者に対し「契約を解除する」旨を記載した催告書（様式第 3 号）を内容証明郵便で送付する。

その場合、解除の意思表示が借受者に到達した日から 30 日を経過した日から賃借権の設定等は終了するものとする。

4 法的保全及び法的回収措置

財団は、3 による催告を行ってもなお債務者が支払いに応じない場合は、強制執行その他の法的保全措置又は法的回収措置を講ずるものとする。

5 遅延損害金

財団は、次により遅延損害金の請求を行う。

(1) 債権者は 11 月末日までに債務者が支払うべき金額の全部又は一部を支払わないときは、次に掲げるところにより遅延損害金を債務者に請求する。

ア 遅延損害金の計算 賃借料に対し年 5 パーセント

イ 計算期間 支払期日の翌日から支払の日までの期間

- (2) 延滞損害金の請求はその金額が 1000 円以上となった場合行うものとし、請求する場合 1000 円未満は切り捨てる。
- (3) 遅延損害金の計算においては、100 円単位とし、端数は切り捨て計算を行う。
- (4) 事務処理上の行き違いから、支払い請求の遅延、送付漏れ等の事故が生じ、そのために債務者が支払期日後に支払うこととなった場合は、遅延損害金を算定しないものとする。

6 弁済の充当順序

- (1) 債務者から債務の全額を弁済するに足りない金額の支払があった場合において、その支払が同一弁済期に係るものであるときは、その金額を遅延損害金、賃借料の順で充当する。
- (2) (1) の支払があった場合において、その支払が二以上の弁済期に係るものであるときは、弁済期の到来の順に (1) の規定を適用する。

様式第1号

債務確認書

私は、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団に対して、平成 年 月 日を支払期限とする賃借料 円の支払義務があることを確認いたします。この弁済については、今後、誠意を持って支払います。

また、支払が滞った場合は合意解約に応じます。

平成 年 月 日

(債務者)
(住所)

(氏名等)

⑩

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団理事長様

様式第2号

平成 年 月 日

(債務者)
(住所)

(氏名等) 様

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団理事長

督促状

当財団は、貴方に対して平成 年 月 日を支払日とする賃借料 円の債権を有していますが、本日に至るも支払が履行されていません。

つきましては、本状到達後1週間以内にお支払いただくよう、本書面を持って御請求いたします。

期間内にお支払がない場合は、法的手段を執らざるを得ない場合もございますので、御承知おきください。

また、支払が遅れた場合は、遅延損害金が発生することもあります。

なお、本状と行き違いでお支払いいただいておりますときはあしからず御容赦ください。

様式第3号


平成 年 月 日

(債務者)

(住所)

(氏名等)

様

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団理事長 

催 告 書

平成 年 月 日付けの農用地利用配分計画に基づく平成 年分の賃借料につきましては、既に平成 年 月 日付けで督促状によるお支払をお願いして参りましたが、本日に至るまで支払われていませんので、本催告書の到達後、 日以内にお支払ください。

なお、上記期間内にお支払がないときは、農地法第18条に基づき契約解除するとともに、請求金額及び遅延損害金につき強制執行等の法的手続きをとることとなりますので、あらかじめ御承知ください。

また、お支払請求金額については、 月 日から支払日までの延滞日数に応じて、所定の利率を乗じて計算した遅延損害金（請求金額×日数×年利率5%）を加算した額としています。

- 1 請求金額 金 円也
- 2 支払期限 平成 年 月 日
- 3 支払先